告 示

埼玉県選管告示第五十一号

した。 び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及

平成二十九年十月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

五四 三二一 挙	選 代選 選 学 長 ぞ 長 の 職 者 を 者 を 者 を	佐 所 (住 所 (住 所 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日	伊宮細	藤一下一田一氏一	が来
五. 四	巻	玉県さいたま市岩槻区東町 目六番六号 玉県さいたま市岩槻区東町	<u> </u>	-	-
七一六百	選挙長の職務を	丁目二百四番地二 日六の八の一四○三号 日六の八の一四○三号	1	島 瀧	
第 九 八 区 区	代理すべき者選挙長の職務を	丁目十八番四号埼玉県さいたま市中央区大戸五	<u>Л.</u>	柳	
+	選挙長	十五号埼玉県久喜市南二丁目六番二		加加	
第十二区区	代理すべき者選挙長の職務を	番十九号埼玉県蓮田市緑町一丁目二:	十	黒	
	選挙長	十号一一〇三	番	石	
士 五 四	代理すべき者と一般発を	の十二の十二の十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		 植	植竹